

あおり若者定着奨学金返還支援制度のお知らせ ～サポート企業・就職予定者の登録受付中～

大学等を卒業した若者(就職時35歳未満)が、6年間青森県内に住み、サポート企業で働き続けたとき、奨学金の返還を青森県と企業等とで支援する制度です。
※就職予定者・企業ともに事前登録が必要です。

対象企業等 (サポート企業)

県内企業または勤務地を県内に限定した採用を行う企業(法人、団体、個人事業主)であって、本制度に登録している企業等

支援対象者

- ・大学、短大等の卒業生で、就職時に35歳未満の方
 - ・「日本学生支援機構」「青森県育英奨学会」の奨学金利用者
 - ・青森県内で正規雇用されていない方
- ※県外にお住まいの方が、年度中途に就職する場合も対象となります。

支援額(企業・県が1/2ずつ負担)

学校区分	1人当たり支援上限額(企業が設定)
大学等	150万円、100万円、60万円のいずれか
短大等	75万円、50万円、30万円のいずれか

※認定時の返還残額の1/2が上限

詳しくは「あおり奨学金
サポートサイト」から →



■問い合わせ先：青森県 若者定着還流促進課 ☎：017-734-9174

新たな人権擁護委員が任命されました

このたび、下山芝規さんが令和8年7月1日付けで、法務大臣より人権擁護委員に委嘱されました。任期は令和11年6月30日までの3年間です。

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受けて問題解決のお手伝いをするほか、啓発活動を行うなど、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような活動をしています。

人権相談は無料で受けられて、秘密は守られますので、安心してご利用ください。



下山 芝規さん

長年の貢献に感謝状が贈られる

6月30日をもって相川敏子さんが人権擁護委員を退任されました。相川さんは7期21年にわたり人権擁護委員として貢献された功績により、法務大臣から感謝状が贈られました。

◀相川敏子さん(写真中央)、
青森地方法務局五所川原支局長 繁泉さん(写真右)



マイナンバーカード休日窓口



次回開催

9月12日(土)
9:00～12:00

内 容
・マイナンバーカードの申請・受取
・電子証明書の更新
・暗証番号の変更、再設定



予約受付

事前予約が必要です。※予約がない日は閉庁します

問：住民環境課 戸籍住民係 ☎：0173-22-2111

【有料広告】

五所川原塗装工業会会員「心・技・色」

一 塗 専 心

青森県知事許可(般-7)第400568号

入一
魂塗

藤一美装

(代表) 藤田 一哉

登録建設塗装基幹技能者

一級建築塗装技能士

一級鋼橋塗装技能士

単一等級調色技能士

職業訓練指導員

地域密着型塗装店！ご予算に心配なお客様！一度ご連絡下さい。
頑張ります！納得いく値段！施工！広報見たとご連絡下さい。

北津軽郡板柳町大俵字和田184-1

電話0172-77-2262

携帯080-6001-1760

2026年(令和8年)8月号